

緊急 都知事宛 全教職員署名
「高齢期雇用制度要求署名」
 用紙：クリーム色
 10月24日（㇏切）

北多摩東ニュース

2013
 第12号

都教組北多摩東支部
 電話(042)384・2940
 FAX(042)384・7904
 kita-higasi@mvc.biglobe.ne.jp

希望が活かされ安心して教育活動ができる人事異動を!

人事異動Q&A

異動を考えている方へ

- ① 10月の中間面接では異動希望を「する」「しない」の意思表示をして、校長と確認します。
- ② 組合は教育委員会と折衝・要請をします。
- ③ 異動相談カード(ピンク色)を提出された方については、その事情を教育委員会の異動担当者に伝えます。問題が生じたら個々に対応します。
- ④ 異動に関する情報はニュースや支部・地区教員会で詳しくお伝えします。(詳しいQ&Aは都教組HP 組合員のページ)

中間面接が始まり来年度の人事異動がスタートします。保育、介護、病氣治療など異動に際しての本人事情は、安心して仕事を続けるための最も土台となる勤務条件です。異動についての希望や意向を、自己申告書・中間面接で校長に十分に伝えることが大切です。これをもとに校長が市教委への書類をつくり具申します。

支部では『異動相談カード』(ピンクカード)の取り組みを行い、お寄せいただいた方々の意向について教育委員会と話し合い、希望が活かされるように取り組んでいます。異動のことで相談がありましたら組合に遠慮なくご相談下さい。

Q1 保育・介護・病氣など個々の事情は活かされるのでしょうか?

A 個々の事情について都教委は「配慮している」と回答しています。保育介護病氣などの事情・意見を具体的に記入し校長にもしっかりと伝え市教委への具申にきちんと反映させることが大切です。

保育：自宅から保育園・最寄り駅までの経路や保育時間、保育園への送り迎えの助けが得られない事情などを詳しく記入する情報記入カードがあります。事情がきちんと市教委へ伝わる事が重要です。

介護・病氣：介護は、週に何回どのような介護が必要か書面に書きます。介護認定や診断書などは必要に応じて添付して校長に提出し市教委へ伝えてもらいましょう。病氣事情は病名・診断書・通院状況など、本人の病氣事情を具体的に書面で提出します。

「あまり事情を書くと異動先でとってもらえない」という管理職もごく一部にいますが、事情をきちんと伝えずに通勤困難な学校を内示されてから苦情を申し立てるのは困難です。具体的に書かれていれば考慮されます。保育・介護・病氣などの事情のある方は校長に文書を提出する前に組合にご相談下さい。

Q2 希望地区はどう書けばいいのですか?

A 「学校名を記入するなど極端に異動先を限定するような意見を除き地区名、沿線名など自由に書くことができます。」と都教委は回答しています。従って希望地区はいくつでも自由に書くことができます。希望地区の順位をつけて明確に記入することも大切です。

Q3 いきなり面接で異動するようにいわれましたが…

A 「校長の具申を尊重する」というのが都教委の姿勢ですが、「中間面接で校長は、人事構想について教員からの意見を聞くなど相互理解に努めることが必要である」と回答しています。また、「恣意的差別的扱いがあってはならない。校長による不適切な事例については地教委を通して指導していく」とも回答しています。不当な言動などがある場合はすぐに組合に相談してください。

Q4 在校年数が6年を越えませんが異動しないといけませんか?

A 基本的には必異動になります。しかし、校長の具申・市教委の内申で異動しないこともあります。校長に自分の意志をはっきりと伝えましょう。校長は異動対象とするかしないか本人に伝えなければならないことになっているので、校長に確認しましょう。